

【記載例】

財産調査結果報告書（個人用）

【記載事項】
「1－1 過去3年以内の債務者に対する手続の確認」(1頁目)から「7 その他の財産」及び「住居表示に関する説明書」(6頁目)まであります。文中の指示に従って、必要なものを記入・提出して下さい。
※不明な点は、別途、説明書面や裏付資料の提出(補正など)を求めることがあります。

【記載上の注意事項】
1 該当する欄の□にレ点を付け、必要な事項を記入して下さい。
2 欄が足りないときは、適宜の用紙(A4)を追加して下さい(その場合、該当する欄に「別紙のとおり」と記載して下さい)。

作成日(提出日ではない)、申立人(代理人)名及び押印、債務者の氏名を記入してください。

東京地方裁判所民事第21部 御中
令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
申立人(口代理人) 〇 〇 〇 〇 印

債務者 〇 〇 〇 〇 の財産を調査した結果(調査方法を含む)は、次のとおりです。

したがって、私の知っている債務者の財産に対して強制執行を実施しても、請求債権の完全な弁済を得られません。

1-1 過去3年以内の債務者に対する手続の確認
過去3年以内に財産開示又は情報取得が実施されましたか。
該当するものを選択し、必要事項を記入してください。

☐

はい
→1－2へ

☒

いいえ (知らない場合も含む)
→2ページ以下に進みすべて記入してください。

アに該当する場合で、疎明資料として、疎明資料一覧のうち「A 財産開示期日が実施されたことの証明書」を提出する場合には、アに☑し、「※疎明資料として A を提出する」と記載してください。

	提出する疎明資料 (右記一覧の番号)	疎明資料一覧
1-2 過去3年以内の財産開示又は情報取得の結果 上記手続のうちア、イ、ウに該当するものがあれば選択し(ア、イ、ウのうち複数の項目に該当する場合は、そのうち直近のものを選択)、ア、イ、ウに該当するものがなければエを選択して必要事項を記入して下さい。		
ア ☒	財産開示手続が行われたが、債務者が期日に出頭しなかった。 ※疎明資料として <u>A</u> を提出する。 →1-3へ 〔疎明資料一覧からアルファベットを選択〕	A(B1+B2も可)
イ ☐	財産開示手続が行われ、債務者が期日に出頭した。 ※疎明資料として 〇〇 を提出する。 →1-3へ 〔疎明資料一覧からアルファベットを選択〕	B1
ウ ☐	情報取得手続が行われ、2ページ以下を記入した財産調査結果報告書が提出された。 ※疎明資料として 〇〇 を提出する。 →1-3へ 〔疎明資料一覧からアルファベットを選択〕	B3+B4+B5 ※B3・B4については、情報取得手続を複数回実施した場合は全ての回の分。
エ ☐	ア、イ、ウのいずれにも該当しない。 ※疎明資料として 〇〇 を提出する。 〔疎明資料一覧からアルファベットを選択〕 →2ページ以下に進みすべて記入してください。	B3+B4 ※情報取得手続を複数回実施した場合は全ての回の分。
1-3 その後の事情 以下のうち、該当するものを全て選択し、必要事項を記入してください。		
☐	上記1-2の手続の財産開示実施決定又は情報提供命令後、債務者は転居した。 →2ページの2(転居先住所の分)のみ記入してください。	
☒	上記1-2の手続終了後、債務者の新たな財産が判明した。 →新たな財産についてのみ、2ページ以下の該当箇所に記入してください。 ※上記手続により判明した財産は記載不要です。	
☐	上記のうちいずれにも該当しない。 →記入は終了です。	

該当する事項に☑してください。

【記載例】

【注意】前の頁1-3の「☒上記のうちいずれにも該当しない」を選択した方はこの頁以降の記載は不要。

アに該当する場合で、疎明資料一覧のうち「C 不動産登記事項証明書」「D 住居表示に関する説明書」を提出する場合には、アに☒し、「※疎明資料として C、D を提出する」と記載してください。

以下の項目の回答方法も同様に、該当項目に☒をして疎明資料一覧の符号(G、Hなど)を記載してください。

6か月以内の転居がないか、申立前に住民票等の公文書で必ず確認してください。

ウに該当する場合、ウに☒し、理由を具体的に記載してください。

	提出する疎明資料 (右記一覧の番号)	疎明資料一覧
2 債務者の住所地の不動産 次のア、イのうちから該当するものを選択し(□にレ点)、必要事項を記入してください。		
ア ☒ 債務者住所地の不動産(☒ 土地・ ☒ 建物)は、債務者の所有ではない。 ※疎明資料として <u>C、D</u> を提出する。 〔疎明資料一覧からアルファベットを選択〕	C+D 又は E か F	C 不動産登記事項証明書 (3か月以内のもの) D 住居表示に関する説明書 (住居表示が異なる場合。末尾に書式あり) E 賃貸借契約書(写し)
イ □ 債務者住所地の不動産(□土地・□建物)は、債務者の所有である。 評価額 _____ 円 被担保債権額 _____ 円 ※疎明資料として _____ を提出する。 〔疎明資料一覧からアルファベットを選択〕	C+D G~Iのいずれか	F その他、債務者の所有不動産ではないことを疎明する文書(例: 公営賃貸住宅等の賃貸物件であることが分かる地図、ウェブサイトの写しなど) 【評価額確認関係】 G 不動産業者の評価書・査定書(1年以内のもの) H 固定資産評価証明書・公課証明書
3 その他の場所の不動産 次のア、イ、ウのうちから該当するものを選択し(□にレ点)、必要事項を記入してください。 〔※6か月以内の転居がある場合は、ア又はイを選択したうえ、旧住所について必ず記載してください。〕		
ア □ 次の(□土地・□建物)を調査した結果、債務者の所有でないことが判明した。 調査した住所() この場所は債務者の(□旧住所 □事業所、店舗 □)である。 ※疎明資料として _____ を提出する。 〔疎明資料一覧からアルファベットを選択〕	C+D 又は E か F	I その他、債務者所有の不動産に競売手続をしても無剰余(※)であることを疎明する文書 (例: 最新の公示地価、基準地価、路線価等に基づいて対象不動産の価値を合理的に算出した報告書／近隣類似不動産の売買事例・売出事例等に基づいて対象不動産の価値を合理的に算出した報告書) (※強制執行をしても申立人に配当金が回らない見込みのこと)
イ □ 次の(□土地・□建物)を調査した結果、債務者の所有であることが判明した。 調査した住所() この場所は債務者の(□旧住所 □事業所、店舗 □)である。 ※疎明資料として _____ を提出する。 〔疎明資料一覧からアルファベットを選択〕 評価額 _____ 円 被担保債権額 _____ 円 ※疎明資料として _____ を提出する。 〔疎明資料一覧からアルファベットを選択〕	C+D G~Iのいずれか	
ウ ☒ 次の理由により債務者の不動産を調査できなかった。 (調査ができなかった理由記入欄 ※記載例参照)		
記載例1: 婚姻中に債務者と居住していた住宅は、離婚の際に売却して住宅ローンの返済に充てた。債務者がその他に不動産を所有しているとの情報は聞いたことがない。		
記載例2: 申立てに先立ち、債務者との共通の知人である〇〇に問い合わせたところ、債務者が不動産を相続したという話を聞いたが、〇〇も、その不動産が〇〇県にあるという以上の情報は知らなかった。		
記載例3: 債務者とは、本件交通事故の相手方というだけの関係であり、住所地以外の不動産に関する情報を知るすべがない。		

【記載例】

	提出する疎明資料 (右記一覧の番号)	疎明資料一覧
4 債務者の給与(役員報酬・賃金等) 次のア、イ、ウのうちから一つを選択し(□にレ点)、必要事項を記入してください。		【給与(役員報酬・賃金等)関係】
ア □ 債務者の給与(役員報酬・賃金等)は次のとおりである。 就業場所(所在地)→ 雇用者(会社名)→ 給与形態→ 年・月・週・日・不明 [※年収なら「年」に○を付すなど、該当するものに○を付してください。] 約 円 ・ 不明 [※知っている金額を記載してください。不明の場合は「不明」に○を付してください。] ※疎明資料として を提出する。 [疎明資料一覧からアルファベットを選択]	→ J~Mのいずれか	J 給与の債権差押命令正本(写し)、第三債務者からの陳述書(写し) K 債権配当事件の直近の配当表(写し) L 弁護士法照会による勤務先等からの回答書(写し) M 債務者の勤務先等に関する調査報告書その他の疎明資料
イ ☒ 次の調査を行ったが、現在の勤務先が判明しなかった。 ※疎明資料として を提出する。 [疎明資料一覧からアルファベットを選択] (調査方法記入欄) 記載例: 婚姻中の債務者の勤務先に電話連絡したところ、令和〇年〇月頃にやめていた。その後の再就職先は把握していない。	→ J、L、Mのいずれか	
ウ ☒ 次の理由により債務者の勤務先を調査できなかった。 (調査ができなかった理由記入欄 ※記載例参照) 記載例1: 債務者とは、特殊詐欺の加害者と被害者という関係であり、勤務先について手がかりがない。 記載例2: 取引当時、債務者は学生であったので勤務先情報を把握できなかった。その後も就職したとの情報は入手しておらず、勤務先を調べるすべはない。 記載例3: 債務者が勤務する会社は、債務者自身が代表者を務める小規模な会社であり、給与等の調査を実施しても誠実な対応を期待できない。		

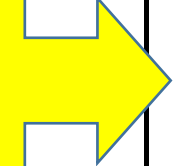
イに該当する場合、イに☒し、理由を具体的に記載してください。

ウに該当する場合、ウに☒し、理由を具体的に記載してください。

【記載例】

	提出する疎明資料 (右記一覧の番号)	疎明資料一覧
5 債務者の預貯金 次のア、イ、ウのうちから一つを選択し(□にレ点)、必要事項を記入してください。		【預貯金関係】 N 預貯金の債権差押命令正本(写し)、第三債務者からの陳述書(写し) O 債権配当事件の直近の配当表(写し) P 弁護士法照会による金融機関からの回答書(写し) Q 債務者の預貯金に関する調査報告書その他の疎明資料
ア □ 債務者の預貯金は次のとおりである。 [※残高が0円でも記入してください。] 銀行・信用金庫 支店 (年 月 日現在の残高 円) 銀行・信用金庫 支店 (年 月 日現在の残高 円) 銀行・信用金庫 支店 (年 月 日現在の残高 円) ※疎明資料として を提出する。 [疎明資料一覧からアルファベットを選択]	N~Qのいずれか	
イ □ 次の調査を行ったが、預貯金口座が見つからなかった。 ※疎明資料として を提出する。 [疎明資料一覧からアルファベットを選択] (調査方法記入欄)	N、P、Qのいずれか	
ウ ☒ 次の理由により債務者の預貯金を調査できなかった。 (調査ができなかった理由記入欄 ※記載例参照) 記載例1: 婚姻当時、債務者名義の預貯金口座は基本的に債務者が管理しており、銀行名や支店名など口座の情報を知ることはできず、離婚協議の際にも尋ねたが教えてくれなかった。婚姻当時に共同して使っていた口座は、離婚時に解約した。 記載例2: 債務者との取引は現金授受だったので、債務者の預貯金口座は把握していない。債務者との支払の交渉でも取引銀行に関する情報は得られなかった。 記載例3: 債務者とは、本件交通事故の相手方というだけの関係であり、取引銀行を知るべきがない。		

ウに該当する場合、ウに☒し、理由を具体的に記載してください。



【記載例】

	提出する疎明資料 (右記一覧の番号)	疎明資料一覧
6 債務者の動産(生活必需品を除く) 次のア、イのうちから、一つを選択し(□にレ点)、必要事項を記入してください。		【動産関係】 R 動産執行の執行調書謄本(写し) S 動産に対する強制執行手続の配当表(写し)
ア □ 債務者の動産については知らない。		T
イ ☒ 私の知っている債務者の動産は次のとおりである。 ※疎明資料として R を提出する。 [疎明資料一覧からアルファベットを選択] { (動産の品名・数量等) ●● 1個 (1万円相当) }	R~Tのいずれか(あれば)	T 債務者の動産に関する調査報告書その他の疎明資料

動産執行を行っている場合は、イに☑し、疎明資料一覧のうち「※疎明資料としてRを提出する」と記入してください。

		提出する疎明資料 (右記一覧の番号)	疎明資料一覧
7 債務者のその他の財産(保険金、株式、売掛金、貸付金、暗号資産(仮想通貨)等) 次のア、イのうちから一つを選択し(□にレ点)、必要事項を記入してください。			【その他の財産関係】 U 債務者のその他の財産に関する調査報告書その他の疎明資料
ア	☒ 債務者のその他の財産(保険金、株式、売掛金、貸付金、暗号資産(仮想通貨)等)については知らない。		
イ	☐ 私の知っている債務者のその他の財産(保険金、株式、売掛金、貸付金、暗号資産(仮想通貨)等)は次のとおりである。 ※疎明資料として _____ を提出する。 [疎明資料一覧からアルファベットを選択] (財産の種類、額等)	U	

調査しても分からない場合や調査が困難な場合は、アに☑してください。

住居表示に関する説明書（疎明資料D）